改正案

第7条 適正な取得(法第17条関連)

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第17条に従い、偽り

その他不正の手段により個人情報を取得してはならない。事業者は、 第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害 を行ってはならず、個人情報の不正取得等の不当な行為を行っている 第三者から、当該情報が漏えいされた個人情報であること等を知った

上で当該情報を取得してはならない。

第三者からの提供(法第23条第1項各号に掲げる場合並びに個人 情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提 供する場合を除く。)により、個人情報(施行令第2条第2号に規定 するものから取得した個人情報を除く。)を取得する場合には、提供 元の法の遵守状況(例えば、オプトアウト(第13条の4の規定(法 第23条第2項・第3項)参照)、利用目的、開示手続、問合せ・苦 情の受付窓口を公表していることなど)を確認し、個人情報を適切に 管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を 取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又 はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確 認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場 合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあ ることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが 望ましい。

第12条 委託先の監督 (法第22条及び基本方針関連)

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの 全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人デー タの安全管理が図られるよう、法第22条に従い、委託を受けた者 に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該監督は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本

第7条 適正な取得(法第17条関連)

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第17条に従い、偽り その他不正の手段により個人情報を取得してはならない。事業者は、 第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害 を行ってはならず、個人情報の不正取得等の不当な行為を行っている 第三者から、当該情報が漏えいされた個人情報であること等を知った 上で当該情報を取得してはならない。

現行

(新設)

第12条 委託先の監督 (法第22条及び基本方針関連)

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの 全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人デー タの安全管理が図られるよう、法第22条に従い、委託を受けた者 に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該監督は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本

人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、<u>委託する</u>事業の<u>規模及び</u>性質<u>並びに</u>個人データの取引状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2 (略)

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならない。

具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば、<u>以</u> 下を実施すること。

① 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直さなければならない。

なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。

② 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直さなければならない。

なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個 人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討すること とを含め、適切に評価することが望ましい。 人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2 (略)

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならない。

具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば、

① 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、<u>当該基準に従って委託先を選定するとともに、</u>当該基準を定期的に見直すこと

(新設)

② 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと

を行わなければならない。

(新設)

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と 同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、 直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が 再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先 が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認する ことが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行 う場合と同様とする。 (新設)